

菰野町下水道排水設備指定工事店の手引



令和4年4月
菰野町上下水道課

目 次

はじめに.....	1
排水設備設置等事務処理フロー.....	2
排水設備工事の申し込みについて...	4
水洗化支援対策.....	19
排水設備の検査.....	28

1.はじめに

公共下水道は町が施工した公共汚水ますに個人がつなぎ込み工事を行って初めて機能する施設です。指定工事店は、この個人のつなぎ込み工事という重要な役割を担っていただくこととなります。

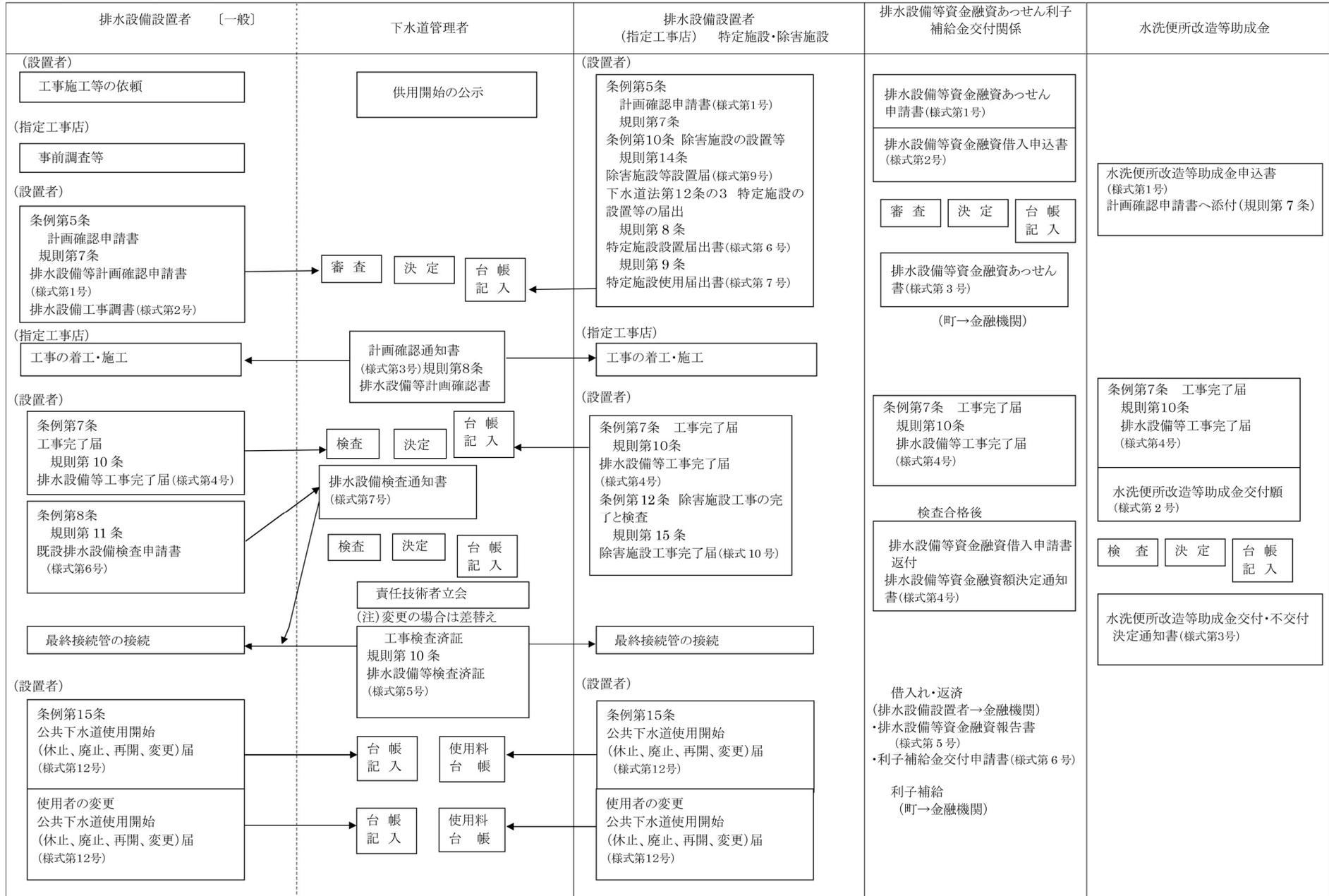
指定工事店は直接住民の方と接するわけですから、技術的なアドバイスはもちろんのこと、適正な工事価格、責任ある施工に努める必要があります。また助成金制度、融資制度など町が住民に対し行っている各種制度にも精通していることも求められます。単に排水設備の工事を行うのではなく、多大な私費を投じて排水設備を設置してくださる住民の良きパートナーとして努めてください。

2. 指定工事店制度の意義

わが国の法制では、下水を公共下水道に流入させるための排水設備は、下水道を使用する者が自己の責任において設置すべきものとされており、これを適正に設置することが義務づけられています。このように排水設備は下水道使用者の私的施設と位置づけられてはいますが、それが公共施設である公共下水道に直接影響するものであるため、その設置に関しては公的規制がなされ、下水道法において規定が設けられているほか、町の条例等により一定の規制が定められています。

一方排水設備の工事は、専門的な技術を伴うことから、一般使用者が自ら施工することは困難であり、通常、工事業者に請け負わせて施工することになります。このため、排水設備工事についての専門技術を有し、かつ、町の監視の下に、上記のような公的規制を熟知してこれを遵守する責任を有する工事業者をあらかじめ定めておくこととされています。指定工事店制度は、このような目的で定められるものであり、下水道使用者がこれらの指定工事店に工事の施工を依頼することによって、間接的に適正な排水設備が設置される仕組みとなっています。

排水設備設置等事務処理フロー



排水設備工事の申し込みについて

1. 指定工事店は、住民に代わり排水設備工事に関する事務を行わなければならないので、適正かつ効率的に処理するよう心がけてください。
2. 指定工事店は、工事の施工に直接関連するもののほか、水洗便所の改造に関する助成等の制度を十分理解し、普及率向上を考慮し、住民に正確な情報を提供してください。

※排水設備工事の申し込みについて

(1) 排水設備工事を行おうとする場合は、着工予定日の5日～2週間前までに申請書に必要な書類を添付して上下水道課に提出してください。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①排水設備等計画確認申請書（様式第1号） | } 複写になっています。 |
| ②排水設備等計画確認書（様式第3号） | |
| ③排水設備工事調書（様式第2号） | } コピーしてください。 |
| ④添付書類…位置図、平面図、配管立図 | |
| ⑤既存排水設備等確認書※ | |
| +チェックリスト（協議事項、外流し関係） | |

※ 新築等、既存の排水設備（ます、器具）を使用しない場合は、チェックリストのみ記入して提出。

(2) 申請の際に場合によって追加する書類等。

- ①浄化槽廃止届（第8号様式）
- ②水洗便所改造等助成金申込書（様式第1号）
- ③水路、道路占用許可証の写し（国、県、町、他）
- ④排水設備等資金融資あっせん申請書（様式第1号）
- ⑤排水設備等資金融資借入申請書（様式第5号）
- ⑥生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付申請書（様式第1号）
- ⑦排水設備設置等通知確認書

(3) 排水設備の設計を行う場合は事前に必ず現地にて測量してください。

（公共汚水ますについては、台帳にて確認（深さ等）してください。）

(4) 各書類は必ず本人に署名していただき、必要な箇所以外は記入させないでください。

※排水設備等計画確認書について

指定工事店は、町長から交付される排水設備等計画確認書（様式第3号）を交付され、受け取った後でなければ工事を着手してはいけません。

なお、この確認書を交付された日から1ヶ月以内に工事着手しない場合は、当該確認を取り消すことがあります。

※浄化槽及び、くみ取便所の廃止について

1. 浄化槽汚泥の引抜きについて

浄化槽を廃止する際に発生する汚泥は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により、汚泥引抜きには町の許可を得た浄化槽清掃許可業者に依頼する必要があります。必ず清掃依頼書を三泗地区浄化槽維持管理協同組合へ提出し、浄化槽の最終清掃を行ってください。

また、工事の申し込みと同時に「浄化槽廃止届出書」を役場上下水道課へ必ず提出してください。

(三泗地区浄化槽維持管理協同組合) (059) 394-1930

2. くみ取便所のし尿抜き取り、引抜きについて

し尿抜き取り希望日の 1 週間前までに菰野町役場環境課・し尿専門ダイヤル (059) 391-1151 へ電話で依頼してください。

※ 浄化槽の最終清掃につきましては、清掃希望日の 2 日前までに三泗地区浄化槽維持管理協同組合に届け出てください。

希望時間どおりに清掃が行えないこともありますのでご確認ください。

浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

三重県知事 様

届出者

住所 菰野町大字菰野 1234 番地

氏名 菰野 太郎 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	菰野町大字菰野 1234 番
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ 5 人槽 ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	下水道に接続したため 農業集落排水施設等に接続したため
※ 事務処理欄	

（注意）

- ※欄には、記載しないこと。
- 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

I. 排水設備等計画確認申請書（様式第1号）

①申請者

住所・氏名は、指定工事店が必要事項をすべて記入した後で必ず施主本人に署名・捺印していただいでください。

（申請者と土地等の所有者が同一であるか事前に確認すること。）

②指定工事店（施工業者）

責任技術者の氏名等は、工事を担当する者を記入すること。

※捺印を忘れないように。

③申請区分（レ点で記入すること。）

新 設…家屋等を新築し、新しく排水設備又は水洗便所を設置する場合。

増 設…既に、排水設備が設置（公共汚水ますに接続済）されていて、新たに排水設備又は水洗便所を設置する場合。

改 築…既設の排水設備の一部又は全部を撤去して、同一場所に（改造）改めて排水設備を設置又は増設し、くみ取便所を壊して水洗便所に改造又は増設する場合。

浄化槽廃止…浄化槽を撤去又は埋め戻して公共汚水ますに接続する場合。

変 更…「排水設備等計画確認書」の通知後に、工事内容等を大きく変更する場合。

④設置場所

土地の地番又は住居表示の番号を記入してください。

（地番が複数になる場合は、その中の一筆を記入してください。）

⑤敷地面積

一画地の敷地面積を記入すること。

（敷地面積は、上下水道課で確認することができます。）

⑥使用者（使用料納付者）

上下水道の使用料を支払う方を記入してください。

⑦使用人数、世帯数

水道水以外の水を流した場合の水量認定や統計上に必要ですので、必ず記入してください。

また1つの汚水ますに複数の世帯が使用する場合は世帯数を記入してください。

⑧使用水区分、メーター番号

当町は井戸水を利用している方が多くみられるので、必ず現場で確認を行ってください。汚水となる使い方をされている場合、汚水量認定申告書(様式第13号)を提出してください。

現地確認の上、水道メーター番号を記入してください。水道メーターが複数ある場合、全て記入してください。

⑨使用水の用途（レ点で記入すること。）

- 一般家庭用 …… 一般家屋、マンション、アパート等。
- 営業用 …… 店舗、事務所等。
- 官公署用 …… 町役場、警察署、学校、病院等。
- 会社・工場用 …… 会社・工場等。
- その他 …… 上記に該当しないもの。

⑩汚水区分（レ点で記入すること。）

- 一般 …… 一般家屋、事業所等。
- 共用 …… アパート、マンション等のような集合住宅で、給水装置を共同で使用している場合。

⑪汚水排出量（日最大m³を記入すること。）

汚水の種類のうち、営業用、会社工場用のみ記入すること。

⑫工事期間

着工及び完成予定日を必ず記入すること。

⑬権利者の承諾欄

土地所有者又は建物所有者が申請者と異なる場合は、所有者の承諾が必要です（それ以外は記入しなくてよい。）。

申請時には計画確認検査手数料 3,000 円が必要です！

Ⅱ. 排水設備等計画確認申請書（様式第1号）

（1）位置図の記入について

位置図には、施工地を赤色の斜線等で示した地図を作図すること。

（住宅地図等の貼り付け可）

（2）平面図の記入について

以下のことを注意して記入すること。

- ① 道路、境界及び公共下水道の施設の位置
- ② 建物及び台所、浴室、水洗便所その他下水を排除する施設の位置
（2Fに排水施設がある場合は解るように明記してください。）
- ③ 水道メーターボックスの位置及びメーター番号
- ④ 既設汚水管の位置、内径、延長、トラップ
- ⑤ ます及びマンホールの位置
- ⑥ ポンプ施設及び付帯設備等の位置
- ⑦ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

（3）配管立図の記入について

- ① トラップます、ドロップますの記入は位置図下の設計図凡例の通りに表示すること。
- ② 平面図、調書との数量の整合をとること。

（4）排水設備工事調書の記入について

- ① 平面図、配管立図との数値の整合をとること。
- ② 浄化槽廃止、くみ取便所改造の経費を計上のこと。

※申請書、平面図、配管立図、工事調書他各種書類は黒色ボールペンにて記入してください（図面関係の精算は赤色のボールペンで記入）。

記入例

助成金	有	無
融資	有	無

排水設備等計画確認申請書

令和〇年1月17日

菰野町長様

住所 菰野町大字菰野 1234 番

申請者

氏名 菰野 太郎 印

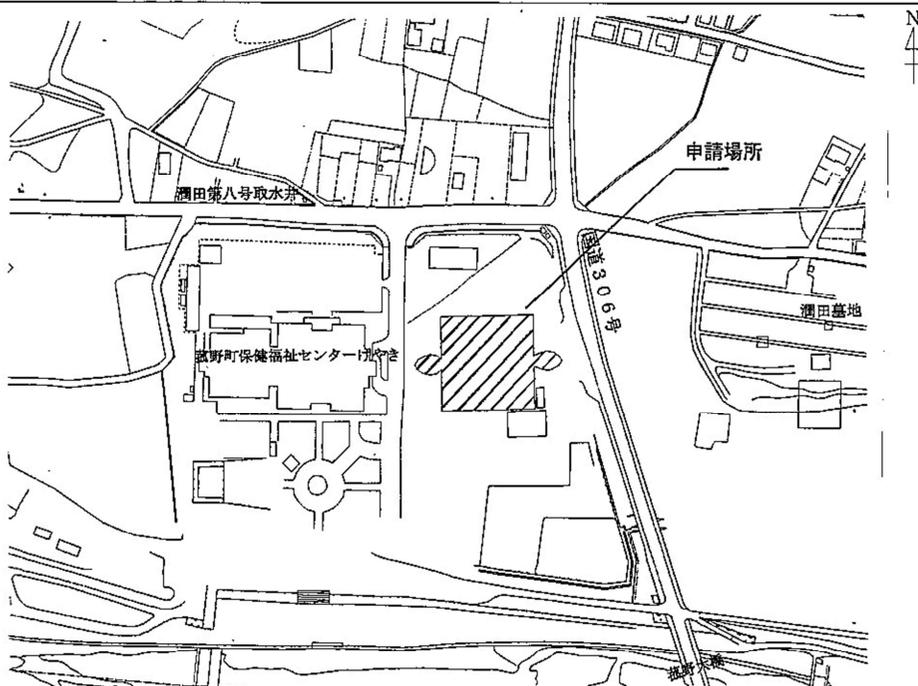
（電話 393-0000）

排水設備等の新設等（変更）の計画について確認を受けたいので、下水道条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

指定工事店	住所（所在地） 菰野町大字菰野 4567 （指定番号第 〇〇〇〇号） 氏名又は名称 菰野工務店 印 代表者の氏名 山田 一郎 （電話 394-0000）		
申請区分	排水設備	■新設 □増設 □改築 □変更（ ）	
	水洗便所	□新設 □増設 □改造 ■浄化槽廃止 □変更（ ）	
設置場所	菰野町大字菰野 1234 番地（地区名 ）	敷地面積	m ²
使用者 （使用料納付者）	住所（所在地） 菰野町大字菰野 1234 番地 氏名又は名称 菰野 太郎 印 （電話 393-0000）		
	使用人数	家族 4人・従業員 人・計 4人	世帯数 1
	使用水区分	■水道水 ■井戸水 □その他（ ）	メーター番号 12345
使用水の用途	■一般家庭用 □営業用 □官公署用 □会社工場用 □その他（ ）		
汚水区分	■一般 □共用	汚水排出量	（営業用・工場用のみ記入）日最大 m ³
工事期間	着工予定日 令和〇年 1月 24日	完了予定日 令和〇年 3月 3日	工事予定金額 ¥ 300,000
	申請者が、上記の排水設備を設置することについて承諾します。 （申請者が、借地人又は借家人の場合のみ記入すること。）		
権利者の承諾欄	家屋所有者	住所	菰野町大字潤田 1 番地 氏名 田中 次郎 印
	土地所有者	住所	菰野町大字潤田 1 番地 氏名 田中 次郎 印
添付書類	1. 位置図 2. 平面図 3. 配管立図 4. 排水設備工事調書		
※受付年月日	令和 年 月 日	※受付番号	第 号
※確認年月日	令和 年 月 日	※確認番号	第 号
※工事完了届年月日	令和 年 月 日	※排水設備番号	第 号 （公共汚水ます番号）
※検査年月日	令和 年 月 日 □合格□不合格	※再検査年月日	令和 年 月 日

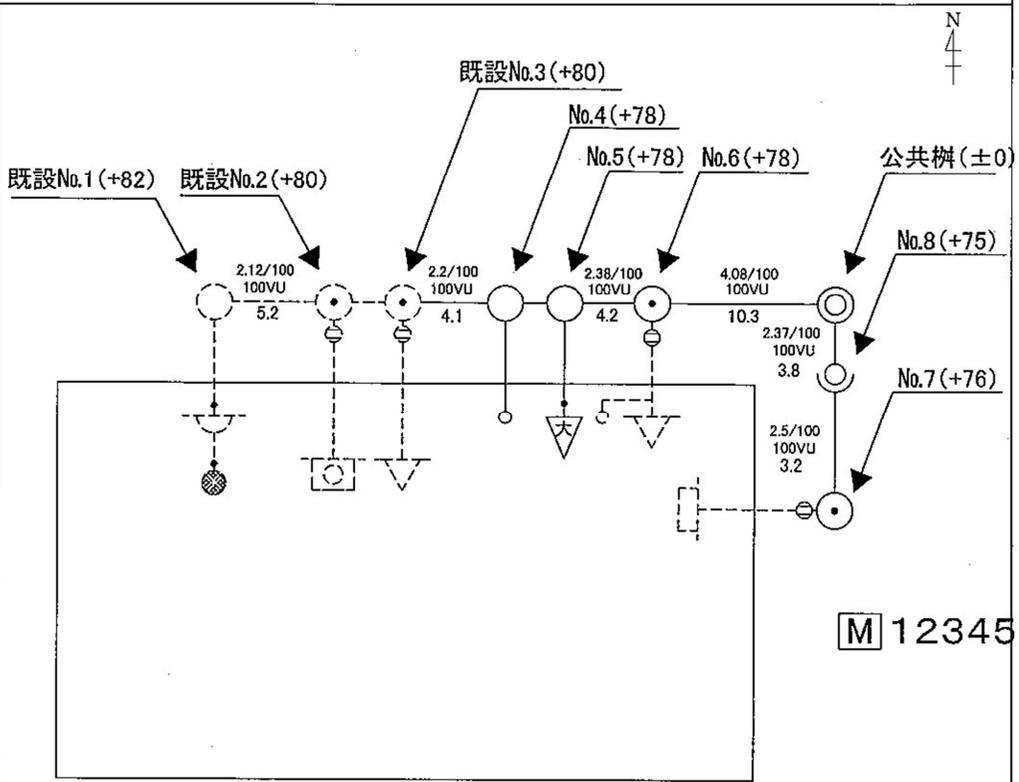
※印欄は記入しないでください。（確認番号＝検査番号）

位置図 (付近見取図)

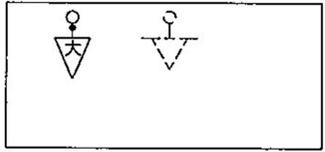


(目標物を必ず記入してください。)

平面図 S =



既設No.2～既設No.3
100VU 1.2 2.5/100
No.4～No.5
100VU 0.8 2.5/100



- ① 道路、境界及び公共下水道施設の位置
- ② 建物及び台所、浴室、水洗便所、その他下水を排除する施設の位置
- ③ 水道メーターボックスの位置及びメーター番号
- ④ 既設汚水管の位置、内径、延長
- ⑤ ますの位置(マルチタイプか三方向か確認の上設計して下さい。)
- ⑥ ポンプ施設及び付帯設備等の位置
- ⑦ その他下水の排除の状況を明らかにするための必要な事項

(縮尺は原則として1/100とし、敷地面積に応じ1/500・1/200・1/50とすること。勾配を付記し詳細に)

設計図凡例

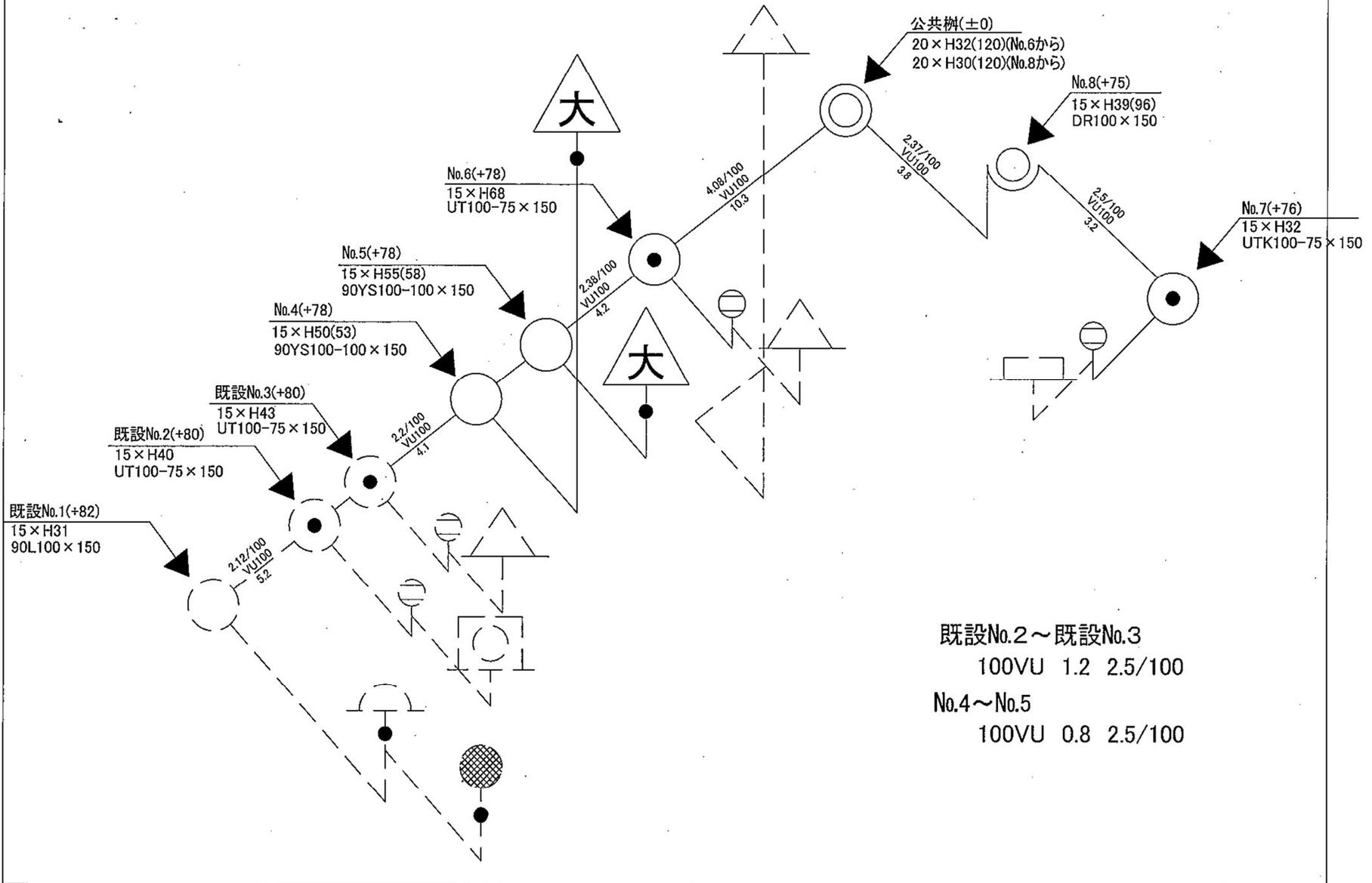
名称	記号	名称	記号
大便器		排水管	
小便器		管の交差	
浴場		立管	
手洗器・洗面器		通気管	
流し		除害施設	
トラップ		阻集器	
床排水口		既設管	
洗濯機		建物外壁	
掃除口		建物間仕切	
汚水ます(丸)		境界線	
汚水ます(角)		<材質の表示>	
トラップます(丸)		陶管	T P
トラップます(角)		鉄筋コンクリート管	C P
ドロップます(丸)		硬質塩ビ管(一般管)	V P
ドロップます(角)		硬質塩ビ管(薄肉管)	V U
公共汚水ます		鋼管	G P
雨どい		鋳鉄管	C I P
雨水ます(丸)		鉛管	L P
雨水ます(角)			
側溝・排水溝			

当初設計は黒、変更設計は赤、既設は破線で表示すること。

配 管 立 図

責任技術者

印



当初設計は黒、変更設計は赤、既設は破線で表示すること。

排水設備工事調書

設置場所

申請者名

指定工事店名

別種	名称	形状・型式・寸法	数量	当初設計金額 （※省略可）	精算設計金額 （※省略可）
衛生器具類	和式便所		個		
	洋式便所		個		
	小便器		個		
汚水枥					
管渠	φ 50		m		
	φ 75		m		
	φ 100		m		
	φ 125		m		
	φ 150		m		
	φ 200		m		
			m		
継手等					
その他					
小計					
経費					
合計					
消費税					
計					

次のいずれかにチェックを入れてください。

- 浄化槽の全撤去
 浄化槽の一部撤去
 浄化槽の閉鎖
 浄化槽の雨水貯留施設への改造
 くみ取便所便槽の撤去
 新築
 その他（ ）

Ⅲ.排水設備等工事完了届（様式第4号）

排水設備工事が完了したら5日以内に上下水道課に提出してください（外構工事等により完了届の提出が遅れる場合、先に開始届を提出してください。）。

①確認年月日、確認番号

「排水設備計画確認書（様式第3号）」に記入してあります。

②メーター番号

排水設備計画確認書内、若しくは水道料金の領収書を参考とする。

2個以上ある場合も1個ずつ記入してください。

③添付書類は計画確認申請に提出したものと同一要領で、実際に施工したものを添付してください。

MEMO

※工事完了の届け出

(1) 排水設備工事が完了した日から5日以内に、申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、完成検査を受けてください。

- ①排水設備等工事完了届（様式第4号）
- ②排水設備工事調書（様式第2号）——（精算工事費）
- ③添付書類—— 位置図、平面図、配管立図
- ④公共下水道使用開始届（様式第12号）
- ⑤既存排水設備等確認書＋チェックリスト
- ⑥排水設備工事指示事項書

(2) 届け出の際に場合によって追加する書類等

- ①汚水量認定申告書（様式第13号）
- ②浄化槽清掃業者で汚泥等の最終業務を実施した旨の清掃確認書
- ③水洗便所改造等助成金交付願（様式第2号）、写真

※排水設備工事の完了検査

責任技術者は、排水設備工事の完了検査に立ち会ってください。

検査実施後、適正と認めたときは、排水設備等検査済証（様式第5号）及び貼付用検査済証を交付いたしますので、検査済証を施主本人に渡し、玄関等に貼付用検査済証を貼りつけてください。

MEMO

記入例

排水設備等工事完了届

令和〇年 3月 7日

菰野町長様

住所 菰野町大字菰野 1 2 3 4 番地

届出者

排水設備等計画確認申請書参照のこと

氏名 菰野 太郎 印

(電話 393-0000)

排水設備等の工事が完了しましたので、下水道条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

受付年月日	令和〇〇年〇月〇日	受付番号	第〇〇〇〇号		
申請区分	排水設備	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 変更 ()
	水洗便所	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 変更 ()
設置場所	地区名 菰野町大字菰野 1234 番地 (三区)		使用者 氏名又は 名称	菰野 太郎	
完了年月日	令和〇年 3月 3日				
指定工事店	住所	菰野町大字菰野 4 5 6 7	(指定番号第 〇〇〇〇号)		
	氏名又は名称	菰野工務店	印		
		山田 一郎	(電話 394-0000)		
メーター番号	1 2 3 4 5				
上記届け出に基づく検査の結果は次の通りです。					
検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格				
検査事項	検査年月日	令和 年 月 日	再検査年月日	令和 年 月 日	
	検査職員氏名	印	排水設備番号 (ます番号)	第 号 第 号	
	指示事項				
備考					

※本枠内に記入してください。

添付書類

1. 位置 図
2. 平面 図 (完成図)
3. 配管立 図 (完成図)
4. 排水設備調書 (精算工事費)

記入例

公共下水道使用開始（休止、廃止、再開、変更）届

令和〇年 3月 7日

菰野町長様

住所 菰野町大字菰野1234番地

届出者

氏名 菰野 太郎 印

(電話 393-0000)

公共下水道の使用を開始（休止、廃止、再開、変更）したいので、下水道条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

排水設備設置場所	菰野町大字菰野1234番地（地区名 三区）	排水設備番号	第〇〇〇〇号
開始等の年月日	令和〇年 3月 3日	<input checked="" type="checkbox"/> 開始	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 変更
使用水区	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input checked="" type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）	汚水区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 共用
使用水の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 一般家庭用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 会社工場用 <input type="checkbox"/> その他		
使用人員	4人	世帯数	1
使用者	菰野 太郎	メーター番号	12345
備考	<p>上水道料金と合わせて下水道使用料を支払うことを承諾します。</p> <p>※ 1 <input type="checkbox"/>は、該当する所にレをつけること。 2 年 月 日から口座振替をいたします。 <u>（水道料金と同一の金融機関）</u></p>		

様式第13号（第18条関係）

井戸水等自家水を下水道管に排水する
場合、当申告書を提出します。

汚水量認定申告書

令和〇年 3月 7日

菰野町長様

住所 菰野町大字菰野 1234 番地
申告者 氏名 菰野 太郎 印
(電話 393-0000)

汚水量について、下水道条例施行規則第18条の規定により、申告します。

設置場所	菰野町大字菰野 1234 番地		排水設備番号	第 〇〇〇〇号	
使用水区	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input checked="" type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()	汚水区	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 共用		
使用水の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 一般家庭用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 官公署用 <input type="checkbox"/> 会社工場用 <input type="checkbox"/> その他 ()				
(条例第21条第2項第2号) 水道水以外の使用水量	使用人員	家族 4人, 従業員 人			
	計測装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	動力式揚水設備	形 式	口 径	揚 水 量	
				mm	m ³ /min
		1時間平均揚水量	1日平均運転時間	1月平均稼働日数	
		m ³	h	日	
予定使用水量	m ³ /月				
(条例第21条第3号) 汚水量	業 種				
	排除期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	使用水量(A)	製品原料として使用した水量(B)	公共下水道に排除した汚水量(A - B)		
	m ³	m ³	m ³		
備 考	添付書類として汚水量算出の根拠を付けること。				

IV.水洗化支援対策

当町では、多くの私費を投じて排水設備を設置していただく住民の方に①「水洗便所改造等助成金」②「排水設備等資金融資あっせん」制度を設けています。ひとつの申請に対し①、②の制度の両方は受けられません。いずれかひとつですので、ご注意願います。

①水洗便所改造等助成金制度

この制度は、菰野町公共下水道処理区域内に住所を有し、既設のくみ取便所を水洗式に改造しようとする方及び個人浄化槽を改造あるいは撤去しようとする方に対し下記の表のとおり助成金を交付する制度です。

区	分単	位金	額
くみ取便所を水洗式に改造するとき	公共汚水ます 1個につき	供用開始日以降1年以内 40,000円 供用開始日以降1年を超え2年以内 20,000円 供用開始日以降2年を超え3年以内 10,000円	
個別浄化槽を全て撤去する場合	公共汚水ます 1個につき	供用開始日以降1年以内 10,000円	
個別浄化槽を雨水貯留施設として改造する場合	公共汚水ます 1個につき	供用開始日以降1年以内 30,000円	

△助成金対象工事

助成金対象工事は、既設のくみ取便所（事業用及び営業用は除く）を水洗式に改造するために必要な便器、洗浄用具の新設及びこれらに伴う給水、排水管工事並びに個人浄化槽を撤去する工事、個人浄化槽を雨水流出抑制（貯留）施設として改造する工事です。

△助成金制度を利用できる方

1. 処理区域の公示を行った地域内における住宅の所有者又は居住者
2. 町税、水道料金及び受益者負担金を滞納していない者

水洗便所改造等助成金申込書（第1号様式）及び

水洗便所改造等助成金交付願（第2号様式）の記入について

- ・必ず、申請者本人が記入してください。
- ・申請者への説明
工事完成時に水洗便所改造等助成金交付願が必要であること。
助成金は完成検査後、交付決定通知書の発送の後、銀行口座に振り込まれること。振込みの日は、月の中頃と月末です。
（ゆうちょ銀行へは、振り込むことができません。）
- ・記入する事項は十分確認の上、記入してください。
- ・申し込みの取り下げは原則できません（どうしても、取り下げたい場合は申請者の同意書を提出してください。）。
- ・助成金は申請者に対して交付されるものです。申請の際は申請者に対して十分にこの制度の内容説明を行なった後、書類等へ記入してください。

助成金交付願提出時における添付書類

水洗便所改造時の工事写真について

- ・くみ取便所改造の場合
 - a. 施工前の衛生器具（便器）の写真（1枚以上）
 - b. 便槽撤去状況が分かる施工中の写真（1枚以上）
 - c. 施工後の衛生器具の写真（1枚以上）計3枚以上の写真が必要です（aとcは同一地点より撮影すること。）
 - ・浄化槽全撤去及び雨水貯留施設に改造する場合
 - d. 工事前の浄化槽の写真（1枚以上）
 - e. 浄化槽全撤去の様子が分かる施工中の写真（1枚以上）
（浄化槽を雨水貯留施設に改造の場合は改造時の様子が分かる写真）
 - f. 浄化槽撤去後の現場の写真（1枚以上）
 - g. 浄化槽を雨水貯留に改造する場合は、その利用状況が分かる写真（1枚以上）d、e、fあるいはgは同一地点より撮影すること。
- 全撤去の場合は、d、e、fの写真が必要です（計3枚以上）。
 - 雨水貯留施設に改造の場合は、d、e、gの写真が必要です（計3枚以上）。
 - 申請者名、指定工事店名、工事名を記入したボードも一緒に撮影すること。

※申込書記載方法（排水設備等計画確認申請書と同時に提出）

（１）菰野町水洗便所改造助成金申込書（第１号様式）

①申込者

住所・氏名は、指定工事店が必要事項を全て記入した後で必ず施主本人に署名、捺印してもらうこと。

②水洗便所改造等場所

計画確認申請と同じ。

③改造の種類

該当する種類に○を付けてください。助成金が出るのは公共污水ます１個につき１施設（くみ取便所と個人浄化槽の２施設がある場合、いずれか１つ）ですので施主と相談の上、○を付けてください。

④助成申込金額

19 ページの表を参考に工事の種類に応じた金額を記入すること。

⑤申請年月日、完成予定年月日

計画確認申請と同じ。

工事終了後、排水設備等工事完了届（様式第１号）とともに菰野町水洗便所改造等助成金交付願（様式第２号）を提出してください。完成検査後、助成金交付決定通知書（様式第３号）により通知し、申請者に助成金を交付します。

(様式第1号)

水洗便所改造等助成金申込書

令和〇年1月17日

菰野町長様

排水設備を設置するので、水洗便所改造等の助成を次のとおり申込みます。

町税等の納付に関する調査に対し、異議を申しません。

※太線内のみ記入してください

申 込 者	住 所	菰野町大字菰野1234			
	フリガナ	コモノ タロウ		電 話	393-0000
	氏 名	菰野 太郎 印			
水洗便所改造等場所		菰野町大字菰野1234番			
工 事 の 種 類		くみ取り便所 個別浄化槽(全撤去 改造)			
助成金申込金額		40,000 円	供用開始年月日	令和〇年3月29日	
指 定 工 事 店 名		印		担当者	
申 請 年 月 日		令和〇年1月17日	完 成 予 定 年 月 日	令和〇年3月3日	
調 査		町 税	水道料金	受 益 者 負 担 金 (分担金)	<input type="checkbox"/> 菰野町水洗便所改造等助成金に関する要綱 第3条、第4条の規定に該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
	申 込 者				
備 考	(納税証明書添付可) 排水設備番号 第 号				

②排水設備等資金融資あっせん及び利子補給金制度

この制度は、菰野町公共下水道処理区域内に住所を有し、既設の便所を水洗式に改造しようとする方及び個人浄化槽を改造あるいは撤去しようとする方に対し、町が協定する金融機関に融資をあっせんし、利子の一部を補給する制度です。

融資金額	接続する公共汚水ます1個につき 100 万円以内。
町負担利率	新規取組金利は年1回の見直しとし、融資年度の4月1日（当該日が休日の場合は翌営業日）現在の長期プライムレート+2パーセントとする。ただし、既取組分についての利率は変動しない。また、町の利子補給率は3パーセント以内とする。
融資期間	60ヶ月以内（5年）
返済方法	元利均等月賦償還（全額繰上償還可）

△融資あっせん制度を利用できる方

1. 処理区域の公示を行った地域内における住宅の所有者又は居住者で、下水道の供用開始の日から1年以内に排水設備を設置し、若しくは浄化槽を撤去し、または、3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造しようとする方。
2. 町税、水道料金及び下水道事業受益者負担金を滞納していない方。
3. 融資を受けようとする排水設備等資金の償還能力を有すると取扱金融機関が認める者であること。
4. 自己資金のみでは、工事費を一時的に負担することが困難であること。
5. その他取扱金融機関が必要と認める要件を備えていること。

△取扱金融機関

三十三銀行、百五銀行、北伊勢上野信用金庫、三重北農業協同組合の町内の各支店

※申込書記載方法（排水設備等計画確認申請書と同時に提出）

(1) 排水設備等資金融資あつせん申請書（様式第1号）

①申込者

住所・氏名は、指定工事店が必要事項を全て記入した後で必ず施主本人に署名、捺印してもらうこと（実印）。

②融資あつせん予定額

5万円単位で10万円以上100万円以内で施主と協議して記入してください。なお、工事見積額をこえる融資あつせんは受けられませんので注意してください。

③排水設備等設置家屋の所有関係（レ点で記入すること。）

- 自己所有・・・融資あつせん申請者所有の家屋
- 自己居住・・・融資あつせん申請者本人居住
- 他人所有・・・融資あつせん申請者以外の方所有の家屋
- 他人居住・・・融資あつせん申請者所有の家屋に他人居住

※添付書類

申請者：申請者の町税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）

排水設備等資金融資借入申請書

指定工事店：排水設備等設置工事に関する見積書

その他町長が必要と認める書類

(2) 排水設備等資金融資あつせん及び利子補給金制度の流れについて

- ①金融機関から排水設備等資金融資可否決定通知書で融資の可否の決定が担当課と申請者に対して通知されます。
- ②金融機関より融資可能の通知を受けた場合、担当課から排水設備工事の許可を出します。金融機関から融資不可の通知を受けた場合は、排水設備工事の許可は出しません（融資不可の場合、本融資制度の利用を取り下げた後に、工事の許可を出します。）。
- ③工事完了後、指定工事店は、排水設備等工事完了届等を担当課へ提出してください。その後、現場での完了検査を行います。
- ④完了検査合格後、担当課より融資あつせん額決定通知書と排水設備等資金融資借入申請書を申請者に対して送付します。
- ⑤申請者は、融資あつせん額決定通知書と排水設備等資金融資借入申請を大切に保管し、金融機関の指示を待ってください。

排水設備等資金融資あっせん申請書

年 月 日

菰野町長様

住所 菰野町大字菰野 1 2 3 4 番地
氏名 菰野 太郎 実印
申請者 (電話 393-0000)
職業又は勤務先
(電話 392-0000)

排水設備等資金融資あっせんを受けたいので申請します。

融資あっせん 予 定 額	300,000 円	確 認 番 号	※第 号
		排水設備番号	※第 号
設 置 場 所	菰野町大字菰野 1 2 3 4 番地	排水設備等工事 検査合格年月日	※ 年 月 日
工 事 見 積 額	300,000 円	工 事 費	※ 円
排水設備等設置 家屋の所有関係	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己居住 <input type="checkbox"/> 他 人所有 <input type="checkbox"/> 他人居住	融 資 決 定 額	※ 円
融 資 条 件	利 率 融資年度の 4 月 1 日 (当該日が休日の場合は翌営業日) 現在の長期プライムレート + 2 パーセントとする。 償 還 期 間 60 カ月以内 償 還 方 法 毎月元利均等月賦償還 (全額繰上償還可能)		
指 定 工 事 店	住所 (所在地) 菰野町大字菰野 4 3 2 1 番地 (指定番号第 号) 氏名又は名称 菰野工務店 印 山田 一郎 (電話 394-0000)		
調 査	町 税	水 道 料 金	菰野町公共下水道事業 受 益 者 負 担 金
	※	※	※

(注) ※印欄は記入しないこと。

- 添付書類
- 1 排水設備等資金融資借入申請書 (様式第 2 号)
 - 2 当該工事に係る見積書
 - 3 申請者の町税の未納税額がないことの証明書 (完納証明書)
 - 4 その他町長が必要と認める書類

※生活保護世帯の排水設備工事について

生活保護法に基づく生活扶助を受けている方には町が排水設備や、くみ取便所を水洗便所に改造する工事費を補助します。生活保護世帯より工事の依頼がありましたら役場上下水道課で相談してください。

MEMO

V. 排水設備の検査

検査の範囲及び立入り

- ・原則として排水設備の検査は、屋外の排水設備を主に対象としますが、排水設備工事の内容によっては屋内排水設備も対象とします。
- ・建築物への立入り検査を行う場合がありますので、事前に必ず所有者（使用者）へ連絡してください。

検査時の立会い者

- ・完了検査は、当該排水設備工事を担当した責任技術者の立会いのもとに行います。

検査を受ける前の注意

- ・排水設備工事完了を報告する際に作成する書類に関して、再度現地を確認するとともに、書類に不備の無いように検査に臨んでください。
- ・検査当日は、事前にます等の蓋を全部開けておいてください。
- ・検査中は、常時排水（事業場等）しているものを除き、排水設備の所有者（使用者）に検査の協力を依頼してください（止水等）。

検査項目

- ・上水道メーター番号の確認
- ・排水設備計画確認申請図面（変更後）との整合
- ・ますの施工状態確認
- ・排水管のミラー確認
- ・誤接合の確認（雨水）
- ・トラップ類の確認
- ・その他

検査不合格の措置

当該排水設備の検査において不合格と判断した場合、不合格の内容に応じた期間を設定し手直しを行い、再度検査を受けること。

不合格となった場合でも、公平性の観点から下水道使用料は、公共下水道使用開始届に記載された開始等の年月日よりカウントしますので、申請者に対して適切に説明をお願いします。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, contained within a rectangular border.